

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和3年11月30日認可した。

令和3年12月7日

香川県知事 浜田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名
高松市塩江町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）来栖地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中下所地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西地地区
木田郡二股土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上井地区
高松市庵治町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）庵治大池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）馬場道下地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）高尻地区
舟岡池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）大塚地区